

CASE  
11

## 治療費の施設負担を 求められた場合の対応

Q 介護施設内で転倒事故が発生しました。直ちに近隣の医療機関を受診させたところ、医師からは全治2カ月の骨折との診断でした。その日のうちに利用者の家族が来所し、今後の治療費を介護施設側で負担することを約束するよう求められました。このような場合、どのような対応をすればよいのでしょうか。

A 基本的には事故の経緯を調査し、保険会社や弁護士との間で十分に協議した上で、治療費の支払いを含む賠償に関する方針を決定するまでの間は、利用者側に対して今後の治療費の支払いを約束するような対応は控えるべきです。また、紛争の終局的解決のため、治療費などの支払いや負担を約束する場合には、利用者側との間で事前に合意書を作成することを検討すべきです。

### 1. 事故発生直後に治療費の施設負担を求められた場合の基本姿勢

介護事故が発生してから間もないタイミングで、利用者の家族から「今後の治療費は当然介護施設が負担するんだろうな!？」などと強い口調で迫られた場合、事故の詳細な経緯を把握できておらず、賠償に関する方針が決定していない段階であるにもかかわらず、つつい治療費の施設負担をその場で約束してしまったり、約束したと受け取られかねない対応をとってしまう介護施設は少なくありません。

しかしながら、事故発生直後に利用者側から今後の治療費の負担を求

められた場合には、次のように説明することを基本姿勢とすべきです。「今後の治療費のうち、本件事故に起因する治療費相当額を介護施設側で負担させて頂くかどうかについては、本件事故の経緯を調査し、十分に検討した上でお知らせします。調査にあたっては、治療費に関する領収証をご提示頂くことや、通院先の病院の診療記録開示などが必要になる場合がありますので、その際には手続きなどへのご協力をお願い致します」など、真摯に対応することを説明しつつ、その場で治療費の負担を約束するような対応は控えるべきでしょう。

仮に保険会社から「治療費相当額であれば保険対応可能」との意見があったとしても、この基本姿勢は変わることはありません。もちろん、解決の選択肢が広がるありがたい話ですが、それでも、事故の詳細な経緯を把握できておらず、賠償に関する方針が決定していない段階で、今後の治療費の負担を約束するような対応をとるべきではありません。

## 2. 治療費の施設負担を安易に約束することの弊害

事故経緯の把握や、賠償方針が決定されていない段階で今後の治療費負担を約束すると、実際に次のような弊害が生じる可能性があります。

### ① 想定外に高額な負担になるリスク

今後の治療費が、当初予期していないような高額の金額になることもあります。たとえば、介護施設側としては、医師から全治2カ月の骨折との診断を受けていることをふまえて、2カ月分の治療費であればたいした金額にはならないため施設負担としてもよいと考え、利用者側に対して今後の治療費負担を約束したとしても、2カ月の通院で治療が終了する確約はありません。

また、利用者は高齢者であるため、骨折などによって寝たきりの状態になると、急速に筋力が低下し、認知症が進行したり、胸郭の変形や呼

吸筋の筋力低下などによって重篤な肺炎を併発するなどして、長期入院に至ることもありえます。そのような場合には、治療費が当初予想していた金額とは比較にならないほどの高額になることがあります。

## ②無過失を前提とした話し合いが困難になるリスク

十分な説明をせずに治療費負担を約束してしまうと、利用者側が、「介護施設側は過失を認めた」と勘違いすることに繋がりがかねません。利用者側は介護事故に対する理解が十分ではないことが多いため、「介護施設側が今後の治療費を負担することを約束した＝介護施設側に過失があった」と思い込んでしまうリスクがあり、その場合には慰謝料などのさらなる損害賠償請求がなされることになります。

利用者側に治療費の負担を約束する際に、過失を前提として負担を約束するわけではないことを丁寧に説明することで、一定程度リスクを軽減することは可能です。しかしながら、事故の詳細な経緯を把握できず、賠償に関する方針を決定していない段階で、このような説明を、利用者側に誤解されることなく行うことは大変難しいでしょう。

## 3. 治療費の施設負担を求められた場合の具体的な対応

介護施設側に明らかな過失が認められる場合については、事故直後に治療費の負担を約束するという対応もありえるかもしれません。しかし、法的責任の有無の判断には、法的観点からの事案に即した評価が必要です。介護法務に精通した弁護士でなければその評価は難しいことも少なくないでしょう。

実際、筆者が介護施設から介護事故の速報を受けた時点で、介護施設自身も当職自身も過失が認められる可能性が高い事案であるように感じていても、その後に行った関係者からの事故の詳細な経緯や利用者の個別要因などに関するヒアリングで、「やはり過失は認められないので

はないか!?)と、事案に対する印象がガラッと変わることも決してめずらしくはありません。類似事案のように見えても、介護事故における法的責任の有無の判断は、結局はケースバイケースなのです。

このような観点からいえば、事故直後には介護施設側に過失が認められるのではないかと考えられる場合であっても、弁護士や保険会社と十分に協議の上で賠償の方針が定まるまでの間は、基本的には治療費の負担を約束するという対応は控えておくことが無難でしょう。

また、介護施設側に明らかな過失が認められる場合であっても、利用者は高齢者であり、事故以前からあった疾患に関する治療費や入院費が発生する可能性もあるため、事故後の治療費の全額が介護事故に起因するものであるとは限りません。したがって、たとえ介護施設側に明らかな過失が認められる場合であっても、治療費の支払いを約束する場合には、「今後発生する治療費については、すべて当介護施設が負担致します」などと伝えるのではなく、「今後、貴殿からご提出して頂く治療費に関する領収証などから、本件事故と相当因果関係が認められるものと判断される治療費相当額については、当介護施設が負担致します」などのように伝えることが必要と考えられます。

介護事故に関する紛争を早期解決するために、解決金・和解金・見舞金などの名目で、利用者側に対して一定の金員の支払いや治療費の負担を約束することもあります。ただし、そういった約束をすることで介護事故に関する紛争は終局的に解決した、と介護施設側が考えていても、後日、利用者側からさらなる金員の支払いや治療費の負担を求められる事態が発生することもあります。

そのため、介護事故に関する紛争を終局的に解決することを条件として、一定の金員の支払いや治療費の負担を行うことを検討している場合には、後日の紛争リスクを回避するために、利用者側との間で【書式1】のような合意書を作成した上で支払いや負担を行うことが不可欠とな

ります。合意書の文案を作成するにあたっては、介護施設側に不当に不利益な内容にならないよう、事前に顧問弁護士などに相談しておくことをお勧めします。

## 書式1 ● 介護事故に関する合意書(例)

## 合意書

●●●●様を甲とし、社会福祉法人●●●●(特別養護老人ホーム●●●●)を乙として、甲及び乙は本日以下のとおり合意した。

- 1 乙は、●●●●年●月●日●時●分頃に特別養護老人ホーム●●●●において甲に発生した転倒事故(以下「本件」という。)につき、甲に対し、解決金として金●万円を支払う。
- 2 乙は、甲の指定する口座(●●銀行●●支店、普通預金、口座番号●●●●●●●●、名義人●●●●●●●●)に、本合意が成立した日から1ヵ月以内に、前項の金員を送金して支払う(送金手数料は乙の負担とする。)
- 3 甲は、本件に関し、本合意書に定めるもののほか、名目の如何を問わず、乙及び乙の関係者(●●●●年●月●日当時、乙の職員であった者を含む。)に対し、民事、刑事、行政を問わず、何らの責任追及も行わないことを約束する。
- 4 甲及び乙は、本件及び本合意内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 5 甲及び乙は、本件に関し、甲と乙との間に、本合意書に定めるもののほかは何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 甲及び乙は、本合意の成立の証として、本合意書を各々1通所有する。

●●●●年●月●日

甲 ●●●● 印

乙 社会福祉法人 ●●●●

理事長 ●●●● 印